

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 第 400 号 の 8



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

- 鹿児島県職員の定年等に関する条例第3条第2号の職員の範囲を定める規則を廃止する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 2
- 鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 2

### 訓 令

- 鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 3
- 鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 8

### 告 示

- 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱 (※) (会計課取扱い) 8

### 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例第3条ただし書の職員の範囲を定める規則を廃止する規則 (※) (警務課取扱い) 9

## 規 則

鹿児島県職員の定年等に関する条例第3条第2号の職員の範囲を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第17号

鹿児島県職員の定年等に関する条例第3条第2号の職員の範囲を定める規則を廃止する規則

鹿児島県職員の定年等に関する条例第3条第2号の職員の範囲を定める規則（昭和59年鹿児島県規則第34号）は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第27号）第12条の規定による改正後の鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号）附則第6項の規定を適用する場合については、この規則による廃止前の鹿児島県職員の定年等に関する条例第3条第2号の職員の範囲を定める規則の規定は、なおその効力を有する。

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県規則第18号**

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「（以下「再任用職員」という。）」を削り、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に改め、「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「第18条第1項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条」を加え、「「任期付短時間勤務職員」という」を「これらを「定年前再任用短時間勤務職員等」と総称する」に、「これらの職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第10条第1項各号中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、同条第3項第1号中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用職員又は任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第6項第2号中「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第10条の2第1項中「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に改め、同項第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第14条第1項第5号の2中「5日（当該通院等が体外受精その他の知事が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）」を「10日」に改める。

第24条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第27号。以下「整備条例」という。）附則第7条に規定する暫定再任用職員は、改正後の鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）第8条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして、勤務時間規則第10条第3項（第2号に係る部分に限る。）及び第6項の規定を適用する。
- 3 整備条例附則第5条に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、勤務時間規則第8条の2第2項、第10条第1項、第2項及び第3項（第1号に係る部分に限る。）、第10条の2並びに第24条の規定を適用する。

鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県規則第19号**

鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員等の育児休業等に関する規則（平成20年鹿児島県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

**鹿 児 島 県 規 則 第 20 号**

鹿 児 島 県 非 常 勤 職 員 の 勤 務 時 間 ， 休 暇 等 の 基 準 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則  
鹿 児 島 県 非 常 勤 職 員 の 勤 務 時 間 ， 休 暇 等 の 基 準 に 関 す る 規 則 ( 令 和 2 年 鹿 児 島 県 規 則 第 38 号 )  
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 1 条 中 「 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 」 を 「 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 及 び 同 条 第 4 項 に 規 定  
す る 任 期 付 短 時 間 勤 務 職 員 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は ， 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

**訓 令****鹿 児 島 県 訓 令 第 1 号**

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る 。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 ( 昭 和 35 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 25 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 5 条 第 2 項 中 「 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 」 を 「 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 及 び 同 条 第 4 項  
に 規 定 す る 任 期 付 短 時 間 勤 務 職 員 」 に 改 め る 。

第 12 条 の 3 第 1 項 第 8 号 の 2 中 「 育 児 参 加 休 暇 」 を 「 産 前 ・ 産 後 休 暇 」 に 改 め る 。

第 14 条 第 1 項 中 「 第 15 条 の 8 」 を 「 第 15 条 の 10 」 に 改 め る 。

第 15 条 の 8 の 次 に 次 の 見 出 し 及 び 2 条 を 加 え る 。

( 高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認 等 )

第 15 条 の 9 職 員 は ， 法 第 26 条 の 3 第 1 項 の 規 定 に よ り ， 高 齢 者 部 分 休 業 ( 同 項 に 規 定 す る 高  
齢 者 部 分 休 業 を い う 。 以 下 こ の 条 及 び 次 条 に お い て 同 じ 。 ) の 承 認 を 申 請 し よ う と す る と き は ，  
高 齢 者 部 分 休 業 承 認 申 請 書 ( 別 記 第 9 号 様 式 の 12 ) を 高 齢 者 部 分 休 業 を 始 め よ う と す る 日 の  
1 月 前 ま で に 知 事 に 提 出 し な け れ ば な ら ない 。

2 鹿 児 島 県 職 員 等 の 高 齢 者 部 分 休 業 に 関 す る 条 例 ( 令 和 4 年 鹿 児 島 県 条 例 第 32 号 。 以 下 こ の  
条 に お い て 「 高 齢 者 部 分 休 業 条 例 」 と い う 。 ) 第 6 条 第 1 項 に 規 定 す る 同 意 は ， 高 齢 者 部 分 休  
業 承 認 取 消 し ・ 休 業 時 間 短 縮 同 意 書 ( 別 記 第 9 号 様 式 の 13 ) に よ っ て 行 う も の と す る 。

3 職 員 は ， 高 齢 者 部 分 休 業 条 例 第 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ り ， 高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認 の 取 消 し  
を 申 し 出 よ う と す る と き は ， 高 齢 者 部 分 休 業 承 認 取 消 し 申 出 書 ( 別 記 第 9 号 様 式 の 14 ) を 高  
齢 者 部 分 休 業 の 承 認 の 取 消 し を 受 け よ う と す る 日 の 1 月 前 ま で に 知 事 に 提 出 し な け れ ば な ら  
ない 。

4 職 員 は ， 高 齢 者 部 分 休 業 条 例 第 7 条 の 規 定 に よ り ， 高 齢 者 部 分 休 業 の 休 業 時 間 の 延 長 を 申  
し 出 よ う と す る と き は ， 高 齢 者 部 分 休 業 時 間 延 長 申 出 書 ( 別 記 第 9 号 様 式 の 15 ) を 高 齢 者 部  
分 休 業 の 休 業 時 間 を 延 長 し よ う と す る 日 の 1 月 前 ま で に 知 事 に 提 出 し な け れ ば な ら ない 。

5 第 1 項 ， 第 3 項 及 び 前 項 の 場 合 に お い て ， 知 事 が そ の 事 由 を 確 認 す る 必 要 が あ る と 認 め て  
指 示 し た と き は ， 当 該 職 員 は ， 証 明 書 類 を 提 出 し な け れ ば な ら ない 。

第 15 条 の 10 知 事 は ， 高 齢 者 部 分 休 業 を 承 認 す る 場 合 ， 高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認 を 取 り 消 す 場 合 ，  
高 齢 者 部 分 休 業 の 休 業 時 間 を 短 縮 す る 場 合 及 び 高 齢 者 部 分 休 業 の 休 業 時 間 の 延 長 を 承 認 す る  
場 合 に は ， 別 に 定 め る と ころ に よ り ， 当 該 職 員 に 通 知 す る も の と す る 。

別 記 第 9 号 様 式 の 11 の 次 に 次 の 4 様 式 を 加 え る 。

第 9 号 様 式 の 12 (第 15 条 の 9 関 係)

## 高 齢 者 部 分 休 業 承 認 申 請 書

|   |  |           |   |           |                                 |
|---|--|-----------|---|-----------|---------------------------------|
| 鹿 児 島 県 知 事 殿                               |  |           |   |           | 年 月 日                           |
|   |  |           |   |           | 所 属<br>職 名<br>氏 名<br>(職 員 番 号 ) |
| 次 の と お り 高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認 を 申 請 し ま す 。 |  |           |   |           |                                 |
| 1 申 請 期 間                                   | 年 月 日 から 年 月 日 まで<br>(当 該 職 員 の 定 年 退 職 日) |           |   |           |                                 |
| 2 休 業 時 間                                   | 毎 日  | 時 分 ~ 時 分 | 月 | 時 分 ~ 時 分 |                                 |
|   | 火  | 時 分 ~ 時 分 | 水 | 時 分 ~ 時 分 |                                 |
|   | 木  | 時 分 ~ 時 分 | 金 | 時 分 ~ 時 分 |                                 |
|   | 休 業 時 間 の 合 計                              |           |   |           | 時 間 分                           |
| 3 申 請 理 由                                   |  |           |   |           |                                 |

第9号様式の13（第15条の9関係）

## 高齢者部分休業承認取消し・休業時間短縮同意書

|  |   |           |   |           |                           |   |
|--|---|-----------|---|-----------|---------------------------|---|
| 鹿児島県知事 殿                               |   |           |   |           | 年 月 日                     |   |
|  |   |           |   |           | 所属<br>職名<br>氏名<br>(職員番号 ) |   |
| 次のとおり高齢者部分休業の承認の取消し（休業時間の短縮）について同意します。 |   |           |   |           |                           |   |
| 1 同意の内容                                | <input type="checkbox"/> 高齢者部分休業の承認の取消し<br><input type="checkbox"/> 高齢者部分休業の休業時間の短縮 |           |   |           |                           |   |
| 2 短縮後の<br>休業時間                         | 毎日  | 時 分 ~ 時 分 | 月 | 時 分 ~ 時 分 |                           |   |
|  | 火   | 時 分 ~ 時 分 | 水 | 時 分 ~ 時 分 |                           |   |
|  | 木   | 時 分 ~ 時 分 | 金 | 時 分 ~ 時 分 |                           |   |
|  | 休業時間の合計   |           |   |           | 時間                        | 分 |
| 3 同意に係る<br>期 間                         | 年 月 日 から承認期間の末日まで   |           |   |           |                           |   |
| 4 備 考                                  |   |           |   |           |                           |   |

注 該当する□にはレ印を記入すること。

第9号様式の14（第15条の9関係）

## 高齢者部分休業承認取消し申出書

|                            |                   |           |   |           |                           |
|----------------------------|-------------------|-----------|---|-----------|---------------------------|
| 鹿児島県知事 殿                   |                   |           |   |           | 年 月 日                     |
|                            |                   |           |   |           | 所属<br>職名<br>氏名<br>(職員番号 ) |
| 次のとおり高齢者部分休業の承認の取消しを申し出ます。 |                   |           |   |           |                           |
| 1 休業時間                     | 毎日                | 時 分 ~ 時 分 | 月 | 時 分 ~ 時 分 |                           |
|                            | 火                 | 時 分 ~ 時 分 | 水 | 時 分 ~ 時 分 |                           |
|                            | 木                 | 時 分 ~ 時 分 | 金 | 時 分 ~ 時 分 |                           |
|                            | 休業時間の合計           |           |   |           | 時間 分                      |
| 2 申出に係る期間                  | 年 月 日 から承認期間の末日まで |           |   |           |                           |
| 3 申出理由                     |                   |           |   |           |                           |

注 「休業時間」の欄には、承認された休業時間を記入すること。

第9号様式の15（第15条の9関係）

## 高齢者部分休業時間延長申出書

|                             |                                 |           |   |           |                           |   |
|-----------------------------|---------------------------------|-----------|---|-----------|---------------------------|---|
| 鹿児島県知事 殿                    |                                 |           |   |           | 年 月 日                     |   |
|                             |                                 |           |   |           | 所属<br>職名<br>氏名<br>(職員番号 ) |   |
| 次のとおり高齢者部分休業の休業時間の延長を申し出ます。 |                                 |           |   |           |                           |   |
| 1 申出期間                      | 年 月 日から 年 月 日まで<br>(当該職員の定年退職日) |           |   |           |                           |   |
| 2 休業時間                      | 毎日                              | 時 分 ~ 時 分 | 月 | 時 分 ~ 時 分 |                           |   |
|                             | 火                               | 時 分 ~ 時 分 | 水 | 時 分 ~ 時 分 |                           |   |
|                             | 木                               | 時 分 ~ 時 分 | 金 | 時 分 ~ 時 分 |                           |   |
|                             | 休業時間の合計                         |           |   |           | 時間                        | 分 |
| 3 申出理由                      |                                 |           |   |           |                           |   |

注 「休業時間」の欄の「休業時間の合計」は、当初承認された休業時間を超える時間とすること。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### 鹿児島県訓令第 2 号

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年鹿児島県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員及び同条第 4 項に規定する任期付短時間勤務職員」に改める。

第 4 条第 1 項中「前条第 2 項」を「同条第 2 項」に、「第 5 条」を「次条」に改める。

第 24 条第 1 項第 9 号中「5 日（当該通院等が体外受精その他の知事が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日）」を「10 日」に、「5（当該通院等が体外受精その他の知事が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10）」を「10」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 告 示

### 鹿児島県告示第 332 号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱

（鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第 1 条 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱（昭和 62 年鹿児島県告示第 584 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 3 県税の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法による収納については、別に定めるところによる。

（鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第 2 条 鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱（昭和 62 年鹿児島県告示第 585 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 県税の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法による収納については、別に定めるところによる。

（鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第 3 条 鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱（昭和 62 年鹿児島県告示第 586 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 3 県税の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法による収納については、別に定めるところによる。

（鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱の一部改正）

第 4 条 鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱（平成 12 年鹿児

島県告示第481号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「利用する方法」の次に「及び地方税法（昭和25年法律第226号）第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（以下単に「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法」を加える。

第8条に次の1項を加える。

- 4 県税の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法による収納に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例第3条ただし書の職員の範囲を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

### 鹿児島県公安委員会規則第15号

鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例第3条ただし書の職員の範囲を定める規則を廃止する規則

鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例第3条ただし書の職員の範囲を定める規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。